

府中市告示第28号 平成7年4月1日
(府中市告示第53号 平成12年5月26日改正 平成12年6月1日施行)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項の規定に基づく屋根の構造制限区域をつぎのように指定する。

府中市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定に基づく防火地域又は準防火地域の指定のある区域を除く区域